

野々市市監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 16 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 2 年 11 月 18 日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 2 年 12 月 25 日（金）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 3 月 2 日（火）
- 4 措置を講じた部局 企画振興部企画課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
人事管理 今後は十分に休暇を取得し健康管理に留意していただきたい。	年度末の繁忙期であっても、係間で調整し、できるかぎり休暇取得に努めた。
人事管理 職員対象 S D G s 研修会について、保育士等を含めた全職員が参加できるよう配慮をされたい。	保育園、児童館、子育て支援センターの職員が研修会の動画視聴ができるよう環境を整え、視聴について依頼した。